

浜松市教員育成協議会設置要綱

（設置）

第1条 浜松市立小中学校等の校長・教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下、「指標」という。）の策定又は変更に関する必要な事項を協議するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第1項に基づき、浜松市教員育成協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）法第22条3第1項に定める校長及び教員として資質向上に関する指標の策定及び変更に関すること
- （2）指標に基づく校長及び教員等の資質・能力向上に関すること
- （3）研修計画の策定に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）教育長
- （2）教員養成の課程を有する大学の代表者
- （3）市立小中学校の代表者
- （4）その他教育長が必要と認める者

2 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は教育長が指名する者をもって充てる。

（会議）

第4条 協議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の進行を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、学校教育部教育総務課に置く。

（推進部会）

第6条 協議会で必要な協議をするため、協議会の下に推進部会を置く。

- 2 推進部会は、教員の資質向上に関連した関係課職員で組織する。
- 3 推進部会の庶務は、事務局の協力を得て教育センターが行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。